

114確定拠出年金定期預金(1年もの)

本商品は元本確保型の商品です。

1.ご購入の対象

確定拠出年金制度の加入者の方等が対象となります。
 (ただし、預金名義は、確定拠出年金制度における資産
 管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた
 事務委託先金融機関となります。)

2.お預入れの単位

1円以上1円単位

3.お預入れ期間

1年

4.預金金利の適用方法

市場金利に応じて、百十四銀行が独自に設定した、店頭
 表示金利とは別の金利体系を適用します。
 (金利情勢等により同一になることもあります。)

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割りによる単利
 計算で利息の円未満を切り捨てとします。

お預入れ時の金利は、満期時まで変わらない確定利回り
 商品です。

5.満期時のお取り扱い

満期となった預金明細の元利金を新元金として、同一期間
 の定期預金に自動継続します。

6.支払時のお取り扱い

確定拠出年金及びご加入の確定拠出年金規約に基づい
 た事由(給付または預け替え)により払い戻します。
 複数の預金明細があり、預け替え等で支払いを行う場合
 には、解約する預金明細を指定することができます。
 また、解約する預金明細を指定しない場合は、支払時
 から見て満期日が遅く到来するものから順に支払いを
 行います。

7.中途解約時の適用金利

中途解約時の適用金利は、以下の①、②のいずれか
 低い金利を適用します。

- ①解約日における普通預金の金利
- ②預入時における適用金利の10%
 (小数点4位以下切り捨て)

8.手数料

お預入れ、お支払い時等に関する手数料はありません。

9.課税関係

当該預金の利息については確定拠出年金制度上、
 非課税となります。

10.セーフティネットの有無

預金保険制度の対象となります。

11.持分の計算方法

各加入者の方における当該預金残高が持分に相当する
 額となります。

<預金保険制度について>

預金保険制度は、金融機関毎に、預金者一人当たり元本
 1,000万円とその利息を対象に保護する制度です。

一つの金融機関に、同じ預金者が複数の口座を持つ場合
 (確定拠出年金制度による場合を含む)は、それらの残高
 を合計して、元本1,000万円までとその利息が対象になり
 ます。(注)

合計された元本が1,000万円を超える場合には、1,000万
 円を超える元本部分については、預金保険制度の対象外
 となります。

なお、預金保険金支払いの対象となる元本合計が1,000万
 円を超える場合には、加入者の方等が株式会社百十四
 銀行に預けている預金保険対象商品が、確定拠出年金
 制度における当該定期預金より優先して保護されます。

(注)平成17年4月のペイオフ全面解禁後も、「決済用預金
 (*)」は全額保護されます。

(*)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」
 という3条件を満たす預金